（新規適用事業所の届出）

第十九条　（略）

2　前項の規定により厚生労働大臣に届書を提出する事業所（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第二項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定による届書又は雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して提出することができる。

（適用事業所に該当しなくなった場合の届出）

第二十条　（略）

2　前項の規定により厚生労働大臣に届書を提出する事業所の事業主が、当該届書に併せて、雇用保険法施行規則第百四十一条第一項の規定による事業所の廃止に係る届書を提出するときは、所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。

3　第一項の届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。

2　前項の規定により機構に提出する健康保険被保険者資格取得届（様式第三号の二によるものに限る。）は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して提出することができる。

3　第一項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。

4・5　（略）

（報酬月額の届出）

第二十五条　（略）

2　第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

（報酬月額の変更の届出）

第二十六条　（略）

2　第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

（賞与額の届出）

第二十七条　（略）

2　第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（新規適用事業所の届出）

第十九条　（略）

（新設）

（適用事業所に該当しなくなった場合の届出）

第二十条　（略）

（新設）

2　前項の届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添付しなければならない。

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条　法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。）に該当することの有無を付記しなければならない。

（新設）

2　前項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。

3・4　（略）

（報酬月額の届出）

第二十五条　（略）

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（報酬月額の変更の届出）

第二十六条　（略）

2　第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

（賞与額の届出）

第二十七条　（略）

2　第二十四条第三項の規定は、前項の届出について準用する。